

## 最近の消費者関連法の改正と 集団的消費者被害の救済制度

2018. 1. 26

弁護士 石戸谷 豊



1

### 本日のテーマ

- ・ 消費者裁判手続き特例法(集合訴訟)  
2013年12月成立、2016年10月施行
- ・ 特定商取引法改正(指示処分関係)  
2016年5月改正、2017年12月施行
- ・ 景品表示法改正(課徴金関係)  
2014年11月改正、2016年4月施行

以上の改正の底流にある考え方と展望

2

## PART I

「集団的消費者被害」の前段階  
～伝統的には、消費者被害の救済や  
予防はどう考えられていたか～

3

### 民事的な救済

- 権利擁護の考え方
  - ・ 権利は、侵害された者のみ行使できる
  - ・ 財産被害は事後的な救済  
～事前の差止めはできない～
- 消費者被害は多数・拡散・少額である場合  
が多い → 裁判は割に合わず
- 以上の結果、消費者は被害防止できず、  
救済も困難

4

## 行政規制(業法)と規制緩和

- 1976年 訪問販売法制定  
以後続々と業法の制定・改定が行われる。
- 1993年 細川連立政権と規制緩和の本格化  
～事前規制を緩和・民事ルールの整備～  
94年 製造物責任法  
00年 消費者契約法・金融商品販売法  
01年 電子消費者契約法  
04年 特商法への民事効果の拡充など

5

## PART II

「市場」の概念の導入と「集団的消費者」

～ 消費者取引を個々の取引でなく  
市場における取引と転換 ～

6

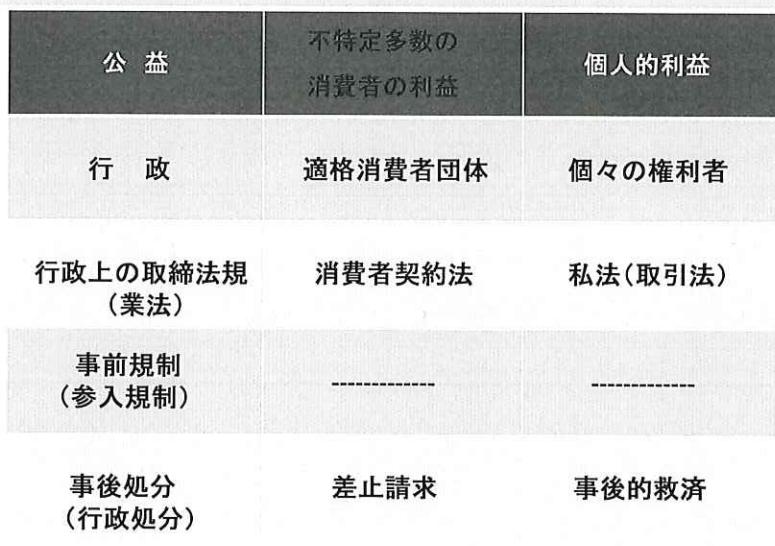
国民生活審議会政策部会  
 「21世紀型の消費者生活の在り方について」  
 (2003年5月)  
 消費者政策の転換⇒市場メカニズムの活用  
 ・消費者団体訴訟制度の導入

消費者保護基本法から消費者基本法へ  
 (2004年5月)

消費者の権利・自立/市場における公正な取引

7

適格消費者団体による差止請求制度  
 (2006年)



8

## 消費者行政推進基本計画 (2008年6月閣議決定)

明治以来、我が国は各府省庁縦割りの仕組みの下それぞれの領域で事業者の保護育成を通じて国民経済の発展を図ってきたが、この間「消費者の保護」はあくまでも産業振興の間接的、派生的テーマとして、しかも縦割り的に行われてきた。しかし、こうした古い行政モデルは見直しの対象となり、規制緩和など市場重視の施策が推進されるようになった。その結果、今や「安全安心な市場」、「良質な市場」の実現こそが、新たな公共的目標として位置付けられるべきものとなったのである。それは、競争の質を高め、消費者・事業者双方にとって、長期的な利益をもたらす唯一の道である。

9

## 消費者庁関連3法案の国会審議

- 消費者庁及び消費者委員会設置法附則6項

政府は消費者庁関連3法の施行後3年を目途として、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

- 参議院消費者問題に関する特別委員会附帯決議23項

加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度の検討に当たっては、いわゆる父権訴訟、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度等の活用を含めた幅広い検討を行うこと。

10

## PART III

### 消費者裁判手続特例法の概要

11

#### 手続の概要 :二段階型:

一段階目

二段階目

共通義務  
確認訴訟

事業者の支払い  
義務の有無を確  
定

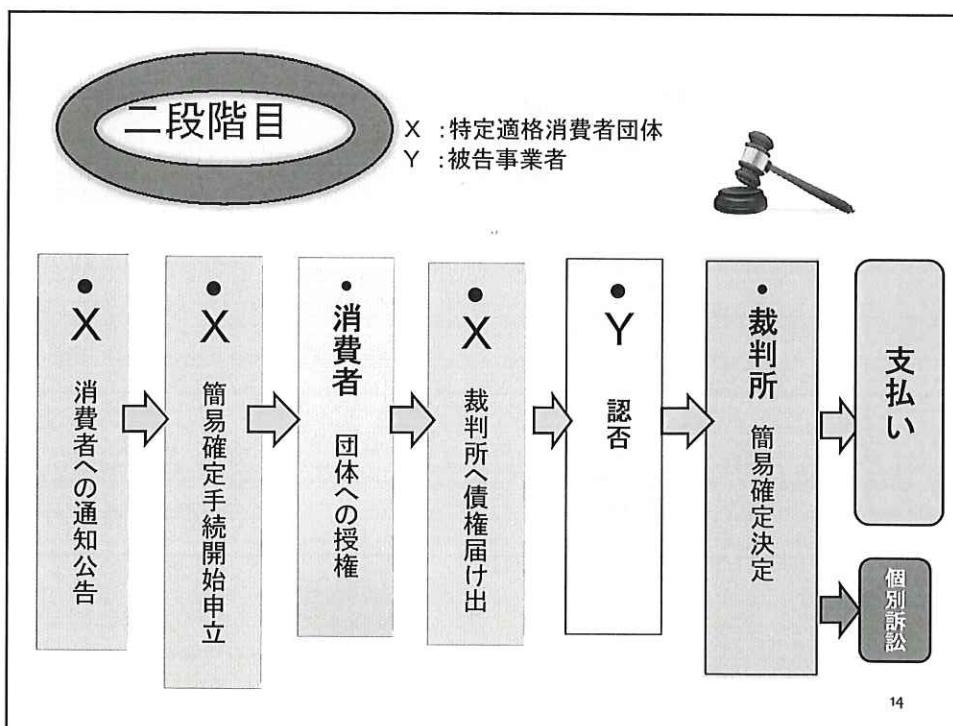
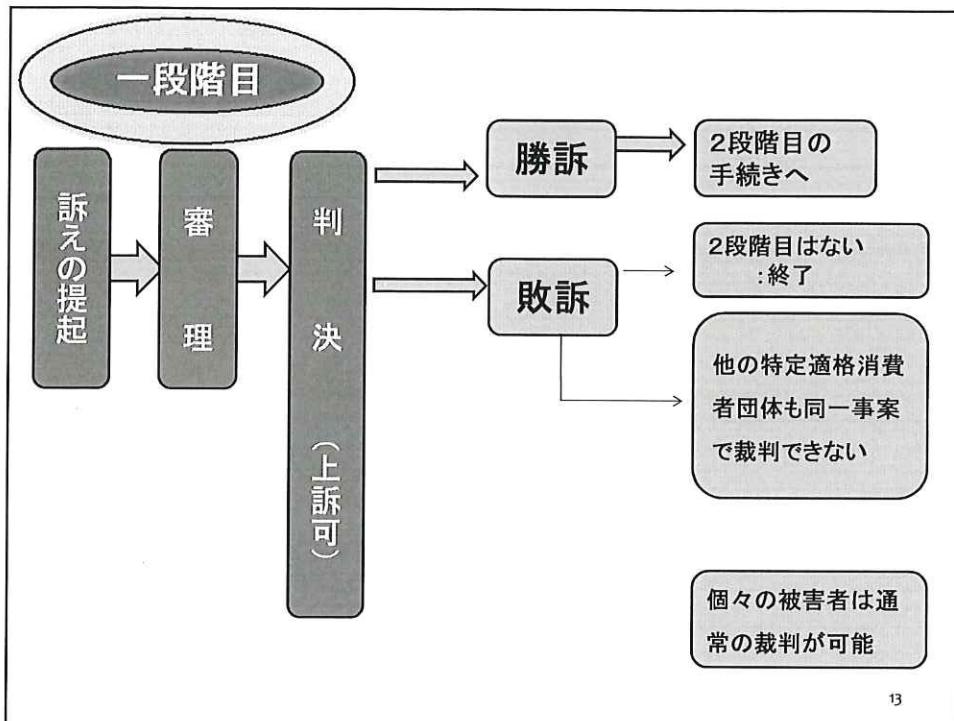
個々の消費者の  
債権確定手続

誰にいくら払うかを  
確定

↑  
特定適格消費者団体

↑↑↑  
個々の消費者が参加

12



## 共通義務とは？

被害事案に次のような性質があること

共通性	請求に共通の原因がある
多数性	被害が相当多数の消費者に生じている

**支配性**  
共通争点で事案の大半が解決できる  
(別段階の個別争点が多いなどの場合を除く趣旨)

15

## 適用範囲

(どういう請求に適用されるか)

消費者契約に関する5類型

請求権	実際例
契約上の債務履行請求	・ゴルフ会員権の預り金返還請求 ・保険金の集団的な不払事案
不当利得に係る請求	・学納金返還 ・英会話教材の中途解約の清算金請求事案
債務不履行の損害賠償請求	・ネット販売で届いた商品が不良品
瑕疵担保債権の損害賠償	・耐震基準違反のマンション販売
不法行為による損害賠償	・実体のない投資ファンド商法など

16

## 対象とならない損害

拡大損害	その商品・役務からそれ以外の損害が生じた部分
逸失利益	その商品・役務から得られたであろう損害
生命・ 身体損害	生命・身体被害の損害
精神的損害	精神的苦痛・慰謝料

17

## その他のポイント

- **消費者契約に関する請求**
  - 契約の相手方事業者に対する請求であること  
(ex. 欠陥商品被害の場合)
  
- 時間的な適用範囲**
- 2016年10月1日以降に締結された消費者契約の事案について適用される

18

## PART IV

### 改正特商法の指示制度

改正の趣旨/返金計画と実施の指示とは？

19

### 7条等の指示処分の改正

- ・要件は変えずに効果について修正
- ・アンダーライン部分を追加訂正

その販売業者又は役務提供業者に対し、当該行為の是正のための措置、  
購入者又は役務の提供を受ける者の利益の保護を図るための措置その  
他の必要な措置を執るべきことを指示することができる。

この趣旨は、当局によって次のとおり解説されている。

特定商取引法に基づく指示は、将来発生する消費者被害の防止のみならず、すでに発生した消費者被害の回復に資することを目的として行うことができる旨を明示することとしている。